

漁業協同組合及び 水産金融について

令和4年10月21日

水産庁水産経営課

水産業協同組合法の構成

- 水産業協同組合法(水協法)は、漁民及び水産加工業者の協同組織である水産業協同組合の事業、組織及び管理等についての法律関係を規律

水協法の目的(第1条)

漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期すること

組合の種類(第2条)

①漁業協同組合、②漁業生産組合、③漁業協同組合連合会、④水産加工業協同組合、⑤水産加工業協同組合連合会、⑥共済水産業協同組合連合会の6種類の協同組織を規定(これらを水産業協同組合と総称)

- 水協法は、漁業協同組合に関する条文に第11条から第77条までを費やし、他の組織については、特別の規定を除き漁業協同組合に関する規定を準用
- 実際にも、水協法の規定に基づき設立されている水産業協同組合のうち、漁民にとって代表的なものは漁業協同組合

水協法の体系

第1章 総則

第2章 漁業協同組合

第3章 漁業生産組合

第4章 漁業協同組合連合会

第5章 水産加工業協同組合

第6章 水産加工業協同組合連合会

第6章の2 共済水産業協同組合連合会

第7章 特定信用事業代理業

第7章の2 特定信用事業電子決済等代行業

第7章の3 指定紛争解決機関

第8章 監督

第9章 雑則

第10章 罰則

第11章 没収に関する手続等の特例

附則

水産業協同組合法の主な規定

- 漁業協同組合(漁協)の目的は、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすること(第4条)
- 漁協の事業については、漁協自身の利益を目的としたものではなく、組合員の利益を目的として行われるものであることから、漁協の行うことのできる事業は水協法等に規定されている事業に限定(第11条、第17条等)
- 漁協の組合員については、漁協が経済的事業体としてだけでなく、漁業権管理団体としての役割を果たしていることから、正組合員の資格の範囲は水協法により厳密に限定(第18条)

漁協の目的(第4条)

その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

漁協の組合員(第18条)

沿岸地区漁協の正組合員

- ① 90～120日で定款で定める日数を超えて、漁業を営み又はこれに従事する漁民
 - ② 漁業生産組合
 - ③ 中小規模※の漁業法人
- ※ 従業者が300人以下で、かつ、漁船の合計総トン数が1,500t～3,000t(定款で設定)以下であるもの

漁協の事業(第11条、第17条等)

【指導】

- ① 水産資源の管理・水産動植物の増殖
- ② 水産に関する経営・技術の向上に関する指導

【漁業権管理】

- ③ 漁場の利用に関する事業

【加工、製氷・冷凍、販売】

- ④ 組合員の漁獲物等の運搬、加工、保管又は販売

【購買】

- ⑤ 組合員の事業・生活に必要な物資の供給

【利用】

- ⑥ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置

【信用】

- ⑦ 組合員の事業・生活に必要な資金の貸付け
- ⑧ 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

【共済】

- ⑨ 組合員の共済に関する事業

【自営】

- ⑩ 漁業の自営

等

(参考)漁協と株式会社の比較

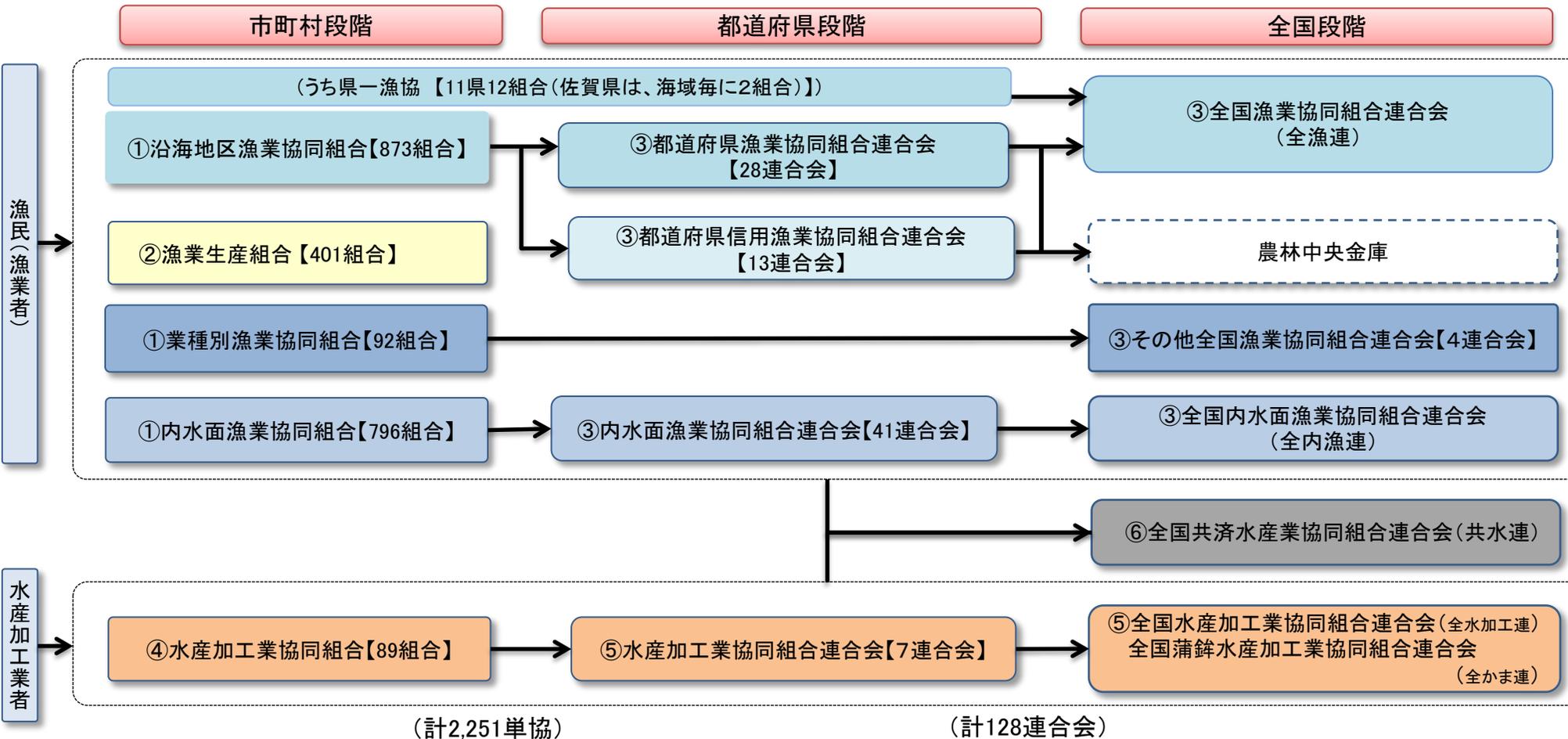
	漁業協同組合	株式会社
法人格付与の根拠法	水産業協同組合法	会社法
法人の性格	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一定の資格要件を満たす組合員の自主的な相互扶助組織 ➤ 1組合員1票 ➤ 加入脱退の自由（脱退時は出資金払戻） ➤ 剰余金の配分は、利用高配当を基本 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 20px;"> 出資配当は一定率以内に制限 （これが「非営利」ということの意味） </div> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 株主の出資により設立する組織 ➤ 1株1票を基本 <i>ただし、無議決権株式など多様な運営も可能</i> ➤ 脱退は株式譲渡を基本 <i>ただし、譲渡制限をすることも可能</i> ➤ 剰余金の配分は、出資配当 <i>ただし、優先株式など差をつけることも可能</i>
法人の事業の利用者	組合員が利用することが基本 （このため員外利用規制あり）	限定なし
法人税率	本則：19.0%	本則：23.2%
法人の事業の範囲	水協法に定める事業（組合員が利用する事業）の範囲で定款で定める	定款で定めれば自由 <i>ただし、金融、保険については種々の制限あり</i>
独禁法の適用	共同行為は適用除外 （不公正な取引方法等は適用）	全面適用

水産業協同組合法に規定する組合と系統の仕組み

- 水協法は、①漁業協同組合、②漁業生産組合、③漁業協同組合連合会、④水産加工業協同組合、⑤水産加工業協同組合連合会、⑥共済水産業協同組合連合会の6種類の協同組織を規定(これらを水産業協同組合と総称)
- 大きくは、漁協系統と水産加工協系統の2系統に分類。

水産業協同組合と系統の仕組み

(組合数は令和4年3月31日現在)



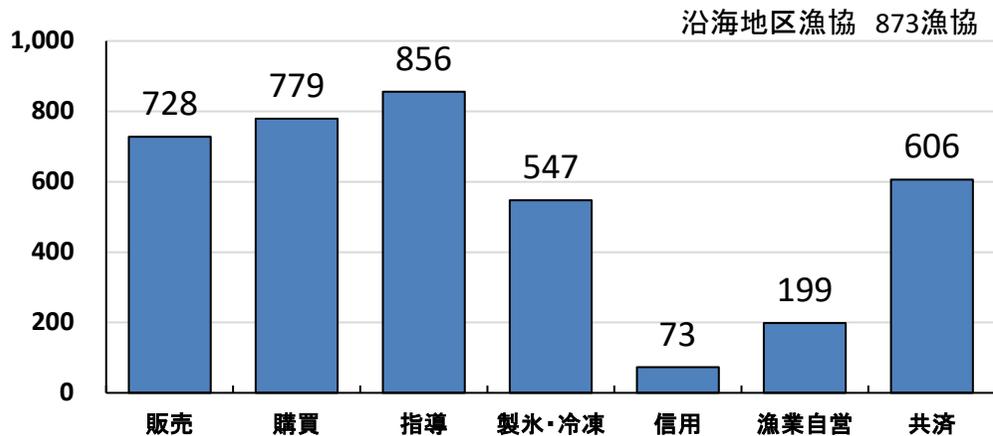
※水産庁調べ。連合会の合計には県域未滿の地区漁連等(30連合会)を含む。矢印は、おおまかなイメージを示す。

漁協の主な事業

○ 漁協は、漁業者の生産活動を支えるという本来的な役割を担っており、販売、購買、指導事業等を中核に各種事業を実施。また、漁業権の管理、資源管理の実施、担い手の育成等における漁業・漁村における中核的組織としての役割も担う。

漁協の実施する主な事業[沿海地区漁協]

① 事業別の実施組合数(令和3年度)



出典:水産庁「水産業協同組合年次報告」

販売事業:組合員の漁獲物等の販売

購買事業:組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

指導事業:経営及び技術の向上に関する指導

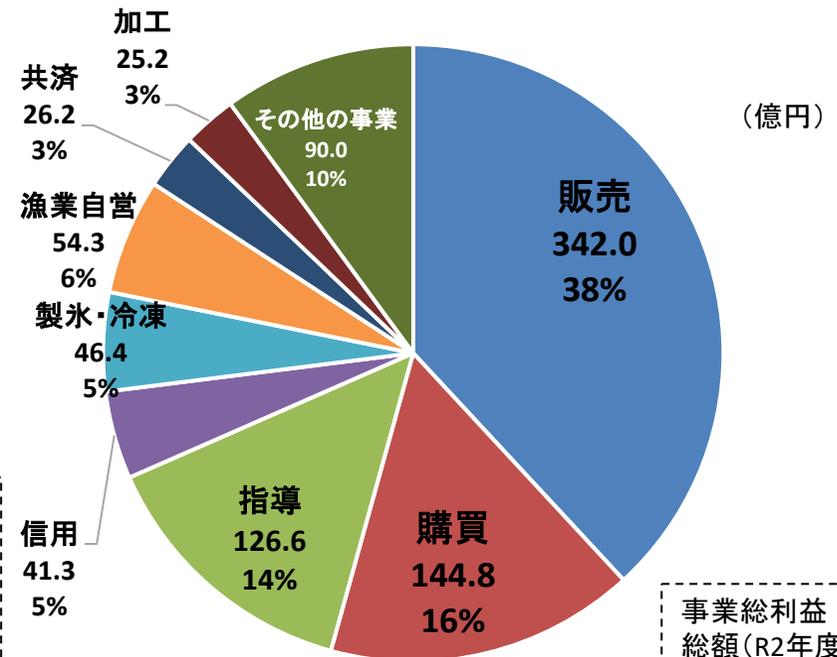
製氷・冷凍事業:漁船への氷の供給、冷凍施設の運営等

信用事業:事業・生活に必要な資金の貸付、貯金の受入

漁業自営:漁協による漁業の経営

共済事業:漁協共済の引受

② 事業総利益に占める各事業の割合(令和2年度)



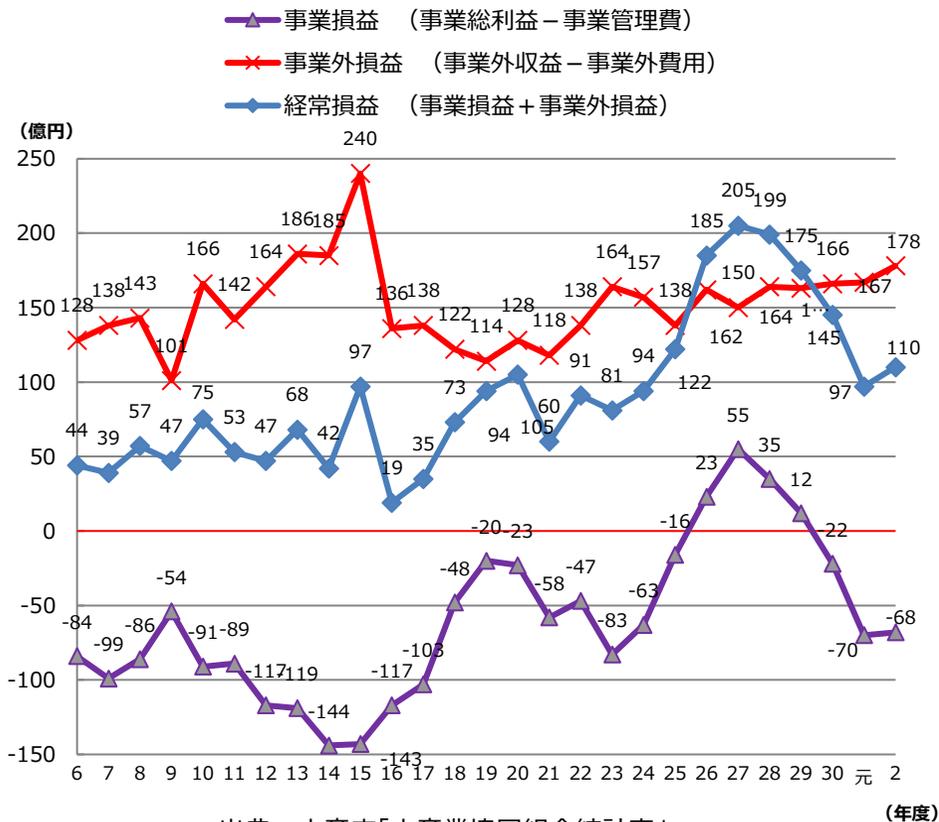
事業総利益
総額(R2年度)
897億円
沿海地区出資漁協
850漁協

出典:水産庁「水産業協同組合統計表」

漁協の経営状況

- 漁協の経済事業等の収支を示す事業損益は、平成23年度以降、改善の傾向にあったが、事業の柱である販売事業や漁業自営事業の利益が漁業生産の低迷等により減少したため、近年は悪化しており、平成30年度以降は赤字。
- 経常損益に関しては、事業外損益により補てんされ、漁協全体では黒字。
- 事業部門別の損益をみると、販売事業、漁業自営事業の利益により、他の赤字部門を補てん。

漁協の経常損益等の推移



漁協の主な部門別事業損益の推移 [沿海地区漁協、1組合当たり]

(単位：百万円)

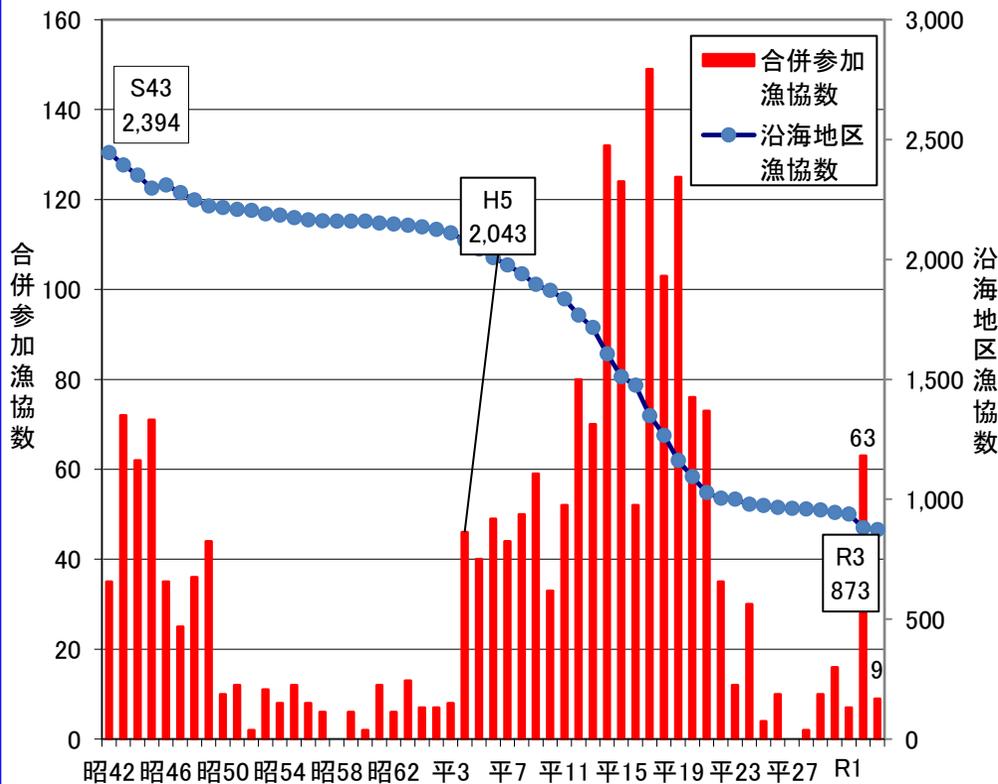
年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
28	16.7	1.2	1	▲ 1.8	▲ 15.8	25.1	▲ 2.5
29	15.1	0.7	1	▲ 4.2	▲ 14.3	20.1	▲ 3.1
30	14.4	0.3	1.6	▲ 4.9	▲ 17.3	18.4	▲ 2.0
元	11.5	0.3	2.0	▲ 4.6	▲ 18.4	18.9	▲ 1.3
2	6.1	1.4	2.2	▲ 3.8	▲ 10.6	14.7	▲ 3.1

注：1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。
出典：水産庁「水産業協同組合統計表」

漁協の組合数・組合員数の推移

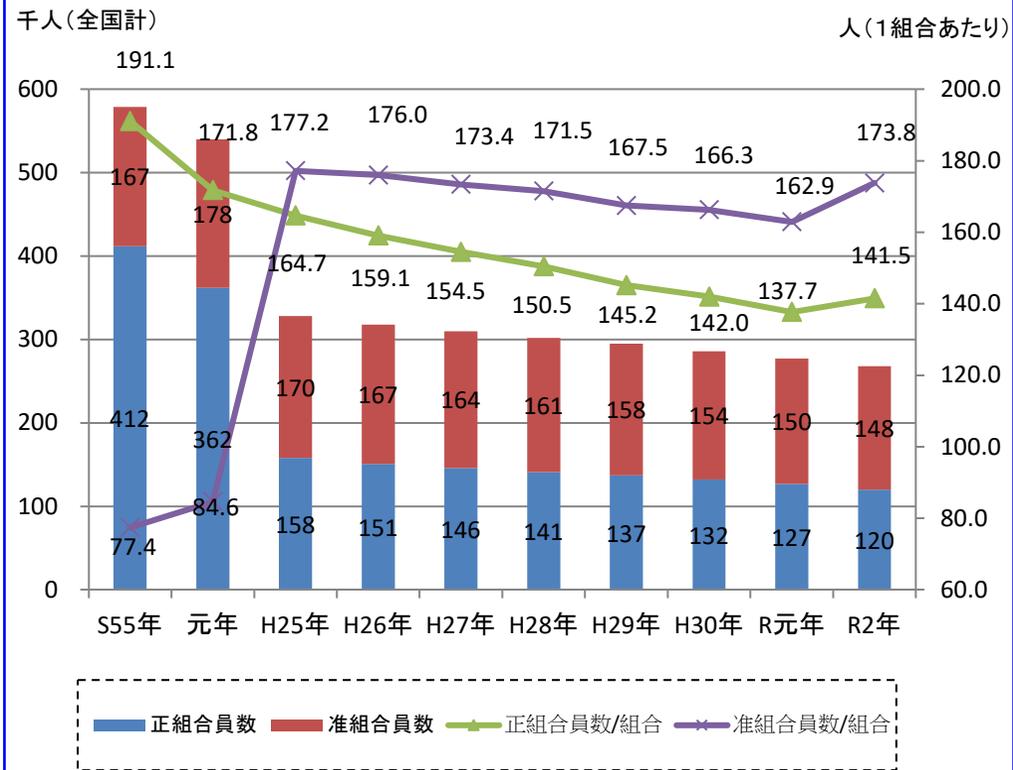
- 漁業協同組合（漁協）は、漁民等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図るための協同組織であり、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを目的としている。
- 沿海地区漁協数は、合併により逐次減少し、令和3年度末時点で873組合。
- 組合員数は、漁業者の減少により、令和2年度末時点で正組合員が約12.0万人、准組合員は約14.8万人（平成25年度から正組合員数より准組合員数が上回る。）。

沿海地区漁協数・合併参加漁協数



出典：全漁連調べ、水産庁「水産業協同組合年次報告」

漁協の組合員数の推移[沿海地区漁協]



出典：水産庁「水産業協同組合統計表」

(参考)漁協の組合数・合併状況

○漁業協同組合数

(令和3年3月31日現在)

	組合数
漁業協同組合	1,771
うち沿海地区漁協	881
うち内水面地区漁協	797
うち業種別漁協	93

※出資、非出資漁協の合計値

出典:水産業協同組合年次報告

○合併の進捗状況の比較(※1)

	漁協	農協	森林組合
昭和42年度末 組合数(A)(※2)	2,445	7,074	2,756
令和2年度末 組合数(B)	881	598	613
(B)／(A)	36.0%	8.5%	22.2%

出典:漁協「水産業協同組合年次報告」、農協「農業協同組合等現在数統計」、森林組合「森林組合一斉調査」

(※1)漁協は沿海地区漁協、農協は総合農協について取りまとめたもの。

(※2)漁業協同組合合併助成法(現・漁業協同組合合併促進法)制定時の組合数

○1県1漁協への合併状況

(県漁協の設立により県漁連が解散している県域)

	県漁協設立年月
山形県	昭和40年 7月
秋田県	平成14年 4月
大分県	平成14年 4月
鳥取県	平成15年 7月 (信漁連は残存)
山口県	平成17年 8月
JFしまね	平成18年 1月
石川県	平成18年 9月 (信漁連は残存)
佐賀有明海	平成19年 4月 (信漁連は残存)
宮城県	平成19年 4月
京都府	平成24年 4月 (信漁連は残存)
佐賀玄海	平成24年 4月 (信漁連は残存)
愛媛県	令和2年 4月 (信漁連は残存)

※沿海地区漁協について、1県1漁協とする合併構想を掲げる県域も少なくない。

連合会の会員が1人になった場合は、通常、連合会の権利義務の包括承継が行われ、連合会は解散することとなる。

(一部の地域で県漁連・信漁連の傘下にあるが合併構想に参加していない漁協(経済事業をほとんど実施していない漁協等)が存在し、県漁連・信漁連が残存する場合もある。)

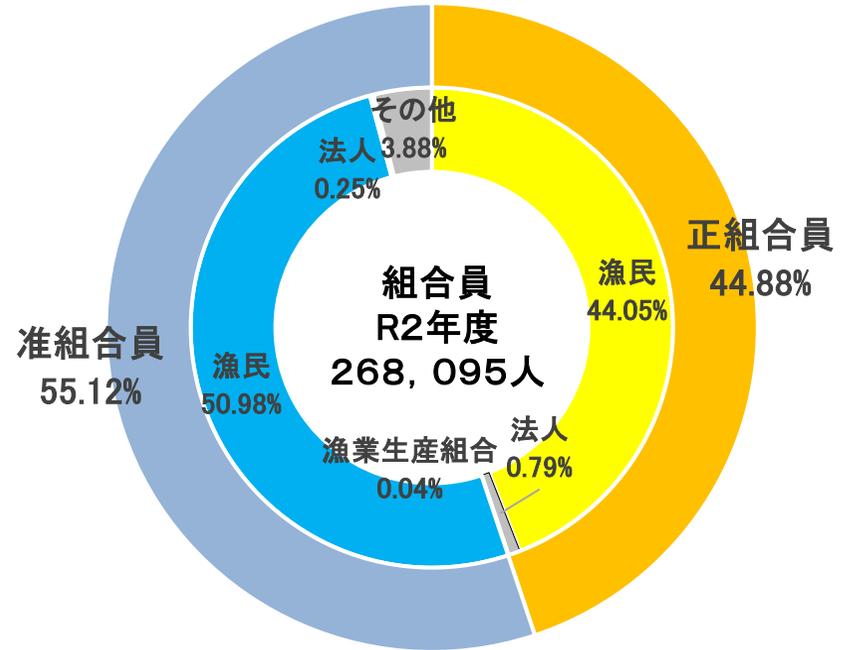
(参考)漁協の組合員における漁民・法人・漁業生産組合の割合

漁民・法人・漁業生産組合の割合[令和2年度]

正組合員数		120,324
	漁民	118,101
	法人	2,127
	漁業生産組合	96
准組合員数		147,771
	漁民	136,678
	法人	680
	その他	10,413

注：漁協は沿海地区出資漁協について取りまとめた。
出典：水産庁「水産業協同組合統計表」

(単位：人)



出典：水産庁「水産業協同組合統計表」

(参考) 漁協の組合員資格(水産業協同組合法第18条)

【正組合員】	【准組合員】
<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に住所を有し、かつ、漁業経営・従事日数が90日～120日超の漁民 ・地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 ・地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む中小規模の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・正組合員資格を有しない漁民(漁業従事要件あり) ・組合員の同一世帯者及び漁協の施設を理由することが相当な者 ・水産加工業者、遊漁船業者等

漁協と農協の比較

- 漁協の組織・事業の規模は、農協と比較して総じて零細。
- 漁協の事業は、信用事業が中心の農協と違い、販売、購買、漁業自営事業が中心。
- 漁協の信用事業は、信漁連への事業譲渡等により大幅に減少。

漁協と農協の比較[令和2年度]

①規模の比較

令和2年度 1組合平均	漁協(A)	農協(B)	(A)/(B)
組合員数	315人	17,748人	1/56
(うち正組合員数)	(142人)	(6,982人)	1/49
職員数	13人	317人	1/24
出資金	222百万円	2,680百万円	1/12
信用事業			
貯金残高	10,299百万円	182,570百万円	1/18
貸出金残高	1,085百万円	37,964百万円	1/35
購買事業(供給高)	198百万円	3,858百万円	1/20
販売事業(取扱高)	1,251百万円	7,613百万円	1/6

注：漁協は沿海地区出資漁協、農協は総合農協について取りまとめた。
出典：水産庁「水産業協同組合統計表」、農林水産省「総合農協統計」

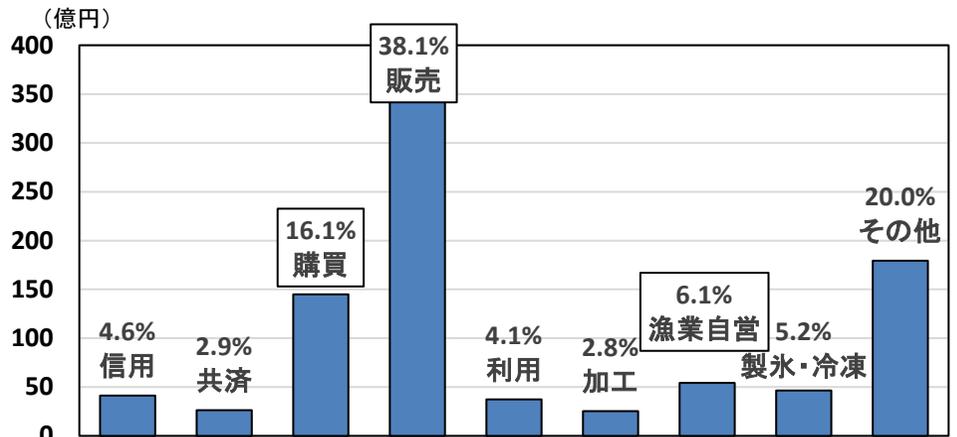
③欠損金の状況

令和2年度	漁協	農協
組合数	850組合	587組合
うち欠損金あり	140組合	1組合
繰越欠損金総額	103億円(0.73億円/組合)	2億円

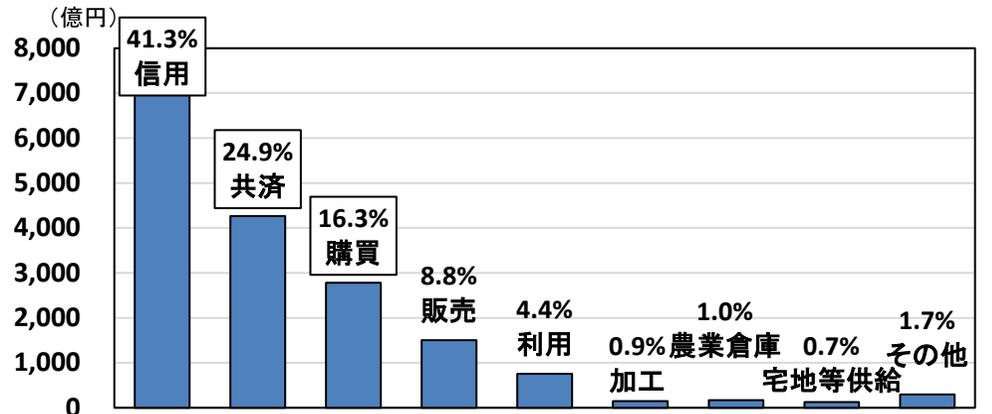
出典：水産庁「水産業協同組合統計表」、農林水産省「総合農協統計」

②漁協及び農協の実施する主な事業

○漁協(R2年度 事業総利益:897億円)



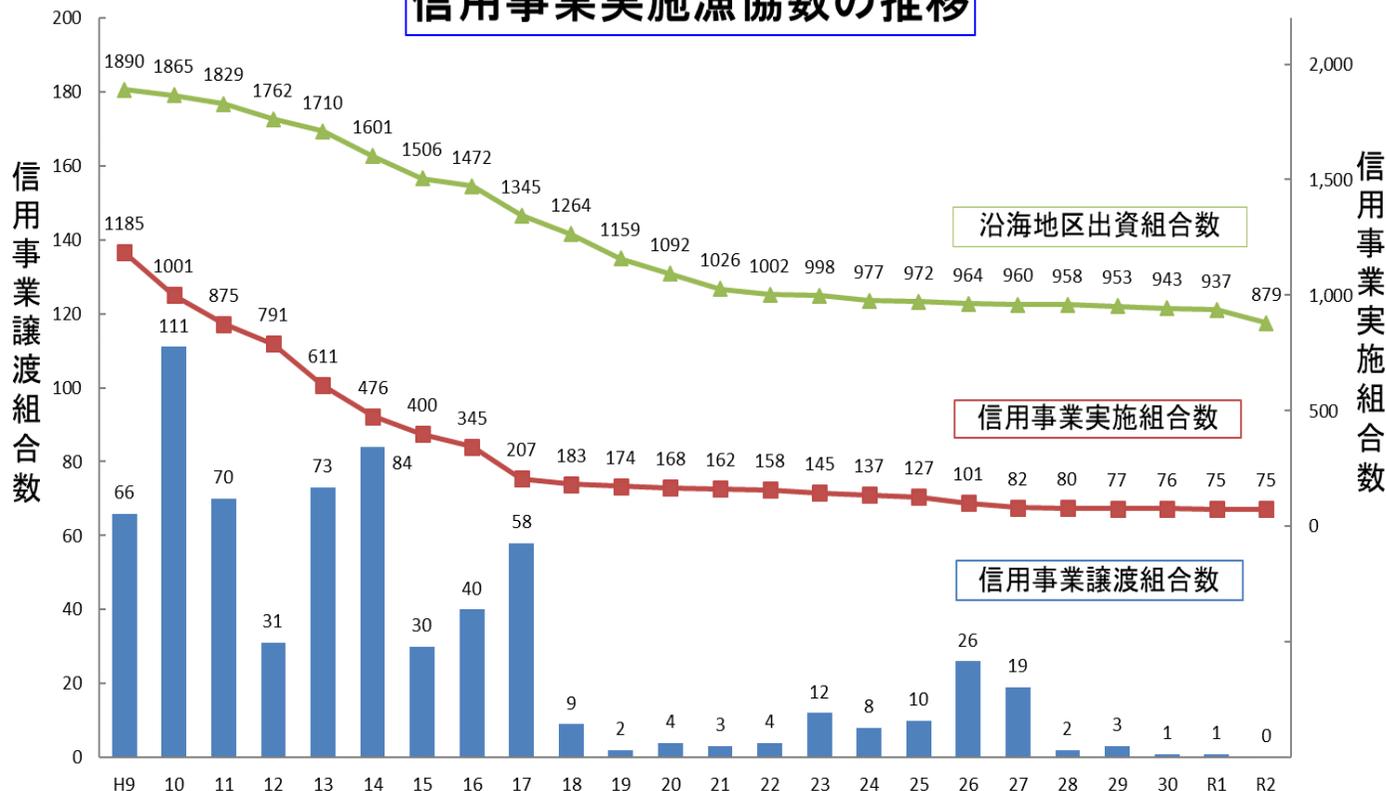
○農協(R2年度 事業総利益:17,101億円)



漁協の組織・事業体制（信用事業）

- 金融環境の変化や漁業生産額の減少に伴う貯金・貸出しの減少等に対応するため、各県域において一県一漁協による信用事業の実施、信漁連への信用事業統合等による「一県一信用事業責任体制」を構築（平成21年5月末に完成）。
- この結果、信用事業実施漁協数は、信用事業譲渡等により年々減少し、令和2年度末では75漁協。
- 令和3年4月、漁業金融機能の強化を図るため、県域をまたいだ信漁連の広域合併が行われ、東日本信漁連及び九州信漁連が設立。また、西日本信漁連設立に向け、現在協議中（令和4年11月合併予定）。

信用事業実施漁協数の推移



注：R2年度の75の信用事業実施組合の内訳は、沿海地区漁協73のほか、内水面漁協1、業種別漁協1である。
出典：全漁連、水産庁調べ

信用事業実施組合数（令和3年3月末）

都道府県名	信用事業実施組合数	備考
北海道	68	複数自立漁協
宮城	1	一県一漁協（宮城県漁協）
山形	1	一県一漁協（山形県漁協）
福島	1	相馬双葉漁協
島根	1	一県一漁協（島根県漁協）
山口	1	一県一漁協（山口県漁協）
熊本	1	県内1信用事業実施漁協（天草漁協）
大分	1	一県一漁協（大分県漁協）
計	75	

資料：水産庁調べ

水産業協同組合法の改正①（平成30年改正当時の現状と課題）

- 漁協は、漁業者の協同組織として、組合員のために漁獲物の販売等の事業を実施し、漁業者の経営の安定に寄与するとともに、漁業権の管理等の公的な役割も担っている。
- 組合員の減少が進む中、未だ零細な漁協も多く、漁協がその役割を発揮していくためには、さらなる事業・経営基盤の強化が必要。
- 漁協の販売事業については、自ら開設した産地市場での販売が中心になっているが、小売業者との直接取引や地産地消の推進、ブランド化等による付加価値の向上に取り組む漁協も増えてきており、漁業者の所得向上のため、こうした取組の拡大が重要。

漁協の部門別事業損益の推移

<沿海地区出資漁協、1組合当たり>（単位：百万円）

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業 自営	共済
28	16.7	1.2	1.0	▲ 1.8	▲ 15.8	25.1	▲ 2.5
29	15.1	0.7	1.0	▲ 4.2	▲ 14.3	20.1	▲ 2.4
30	14.4	0.3	1.6	▲ 4.9	▲ 17.3	18.4	▲ 2.0
元	11.5	0.3	2.0	▲ 4.6	▲ 18.4	18.9	▲ 1.3
2	6.1	1.4	2.2	▲ 3.8	▲ 10.6	14.7	▲ 3.1

漁協の組合数・組合員数の推移

	S55年度	H元年度	H20年度	R元年度	R2年度
沿海地区漁協数	2,174	2,136	1,094	939	881
組合員数	578,722	540,668	370,253	277,124	268,095
(1組合当たり)	268.5	256.4	345.1	300.6	315.4

出典：水産庁「水産業協同組合年次報告」「水産業協同組合統計表」

漁協の正組合員数(令和2年度)

1組合当たりの正組合員数	組合数	割合
～ 49人	337	39.6%
50～ 99人	214	25.2%
100～199人	158	18.6%
200～499人	112	13.2%
500～999人	17	2.0%
1000人～	12	1.4%
1組合当たりの平均正組合員数	141.6人	—

注1：1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。
出典：水産庁「水産業協同組合統計表」

水産業協同組合法の改正②（平成30年改正における主な改正点）

- 今回の水産政策の改革において、適切な資源管理の実施等により漁業者の所得向上の実現に向けて取り組んでいく上で、漁協がその役割をより一層発揮していくことが期待されている。漁協の事業・経営基盤の強化を図ることは、漁業者の所得向上だけでなく、新たな資源管理・漁業権制度に円滑に対応していく上でも重要。
- このため、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、漁協の理事に販売の専門能力を有する者を1人以上登用する旨を規定。今回の改正を契機として、全国の漁協で、地域の実情に応じ、創意工夫により付加価値向上の取組が展開されることを期待。
- また、信用事業の健全性の確保を図るため、他の金融機関と同様に、信漁連・一定規模以上の漁協に公認会計士監査を導入。

漁協の役割(第11条の2)

漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

販売事業に係る理事の要件(第34条)

販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

- ・ 外部登用は義務付けない
- ・ 漁協職員として販売事業を担当してきた者など内部登用も可能
- ・ 常勤・非常勤も問わない
- ※ 販売事業を実施しない漁協は対象外
- ※ 法施行後3年以後最初に招集される通常総会の終了時まで、改正後の規定を適用しない

公認会計士監査への移行(第41条の2、附則第26条)

<対象>

全ての信漁連及び貯金等合計額200億円以上の漁協

信漁連	13
県一漁協	5
単位漁協	5

- ※ 「貯金等合計額」とは、貯金及び定期積金の合計額
- ※ 令和3年度末時点

<移行準備について>

- ・ 法律上、全漁連監査から公認会計士監査への移行期間（法施行から4年を超えない範囲）を設定
- ・ 法律の附則の配慮事項で、政府は公認会計士監査への移行に関し、「組合の実質的な負担が増加することがないこと」と明記
- ・ 予算措置により、公認会計士監査の対象となる漁協等に対して、内部統制改善のため、コンサルタントの派遣等を支援。

令和4年3月25日に閣議決定された新たな水産基本計画における漁業協同組合に関する講ずべき施策は以下のとおり(水産基本計画本文より抜粋)。

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

(1) 漁業の振興や漁村の活性化に向けた漁協の連携強化等

漁業就業者の減少・高齢化、水揚量の減少など厳しい情勢の中、漁業者の所得向上を図るためには、漁協の経済事業の強化が必要であり、水産物の生産又は流通に一体性を有する圏域を中心に複数の漁村地域が広域浜プラン等に基づき連携して行う浜の機能再編として、複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編を進めることなど、漁業者の所得向上及び漁協の経営の健全性確保のための取組を推進する。

また、漁協が地方公共団体と連携して持続可能な漁業や漁村の活性化に貢献し、漁協経営の改善につながるよう漁港の活用を促進し、漁協が自ら又は民間企業との連携等により、海業の経営を円滑に行えるよう環境を整備する。

(2) 経営の健全性の確保

経営不振漁協の収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進するとともに、信用事業実施漁協等の健全性を確保するため、公認会計士監査の円滑な導入及び監査品質の向上等に向けた取組を支援する。また、指導監督指針や各種ガイドライン等に基づく漁協のコンプライアンス確保に向けた自主的な取組を促進する。

(3) 水産資源の適切な管理

漁業権の行使について、漁業権行使規則に基づく適切な運用や改正漁業法に基づく報告・手続を確実に実施し、資源管理や漁場の適切かつ有効な活用が図られるよう、漁業権管理者としての役割を持続的に果たしていくための体制確保を図る。

(4) 若者や女性の活躍

高齢化等により組合員の減少が進む漁協の活性化を図るため、若者や女性によるオブザーバーや参与としての漁協経営への参画や、年齢及び性別に著しい偏りが生じない役員構成を促し、若者や女性の意見が経営に反映されやすく、能力を発揮しやすい漁協運営を推進する。

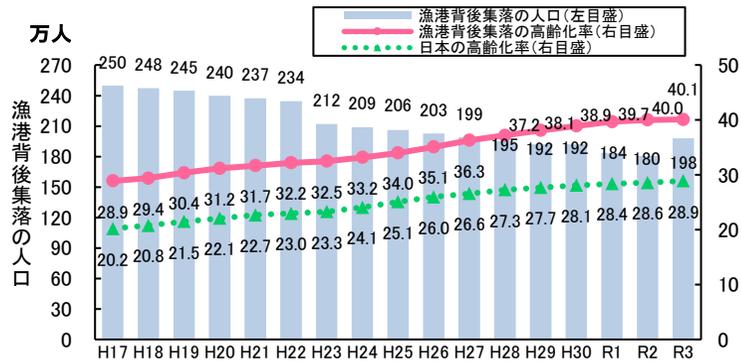
海業(うみぎょう)振興の意義について

- 漁村では、全国平均を上回る早さでの人口減少や高齢化の進行等によって活力が低下しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業(うみぎょう)※の振興により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

※海業(うみぎょう):漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組

■漁村の交流人口は約2千万人。
「海業」は大きなポテンシャル

	H28	H29	H30	R1	R2
交流人口(千人)	19,752	19,854	20,024	20,222	18,558
水産直売所等の交流施設(箇所)	1,421	1,371	1,390	1,451	1,490



資料:漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」(国勢調査実施年は国勢調査人口による)
(注1)高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。
(注2)平成23(2011)~令和2(2020)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く集計。



■海業等の場として漁港を活用



漁港を活用した増養殖



水産物販売施設



漁業体験



マリナクティビティ



漁村の魅力を活かした宿泊(渚泊)



海を望むカフェ

海業等の振興についての取組事例

概要

- 保田漁港では、魚価低迷等により漁協の経営が厳しくなる中、水産物の付加価値向上や直販等による収益向上が課題。
- このため、漁協では、補助用地を町単独用地と交換することなどにより漁港用地を有効活用し、地元の魚を活用した魚食普及食堂「ばんや」をオープンするとともに、温泉宿泊施設や観光定置網等の事業を積極的に展開。
- これにより、地元水産物の利用拡大とともに雇用の増加が図られるなど、地域水産業の活性化に大きく寄与。
- 最近では、近くに整備された道の駅「保田小学校」との連携により、更なる集客数増加に向けた取組を展開中。

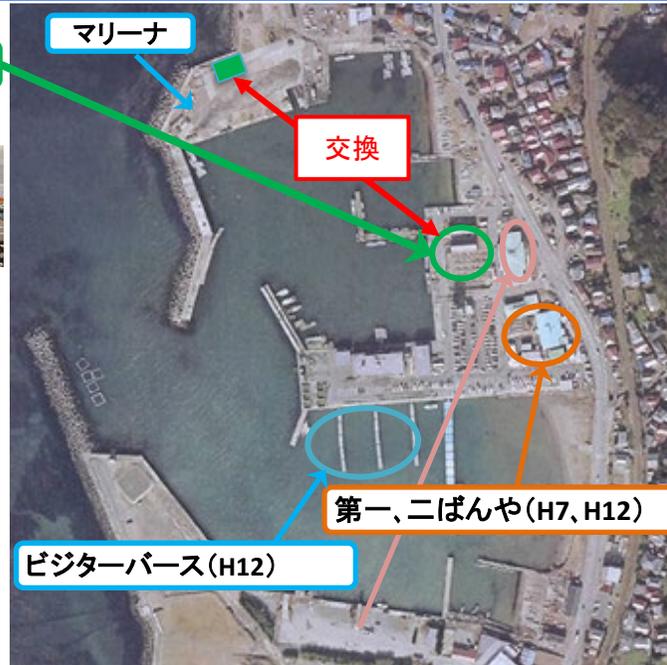


対策

外観



ばんや内観



【憩いの家・ばんやの湯】

- ・漁港施設用地利用計画を変更

【第一、二ばんや】

- ・漁港区域内にある町有地の占用を許可

【第三ばんや】

- ・町単独用地と補助用地を交換
- ・漁港施設用地利用計画を変更
- ・農山漁村活性化プロジェクト交付金を活用

地産食材



定置網見学



温泉宿泊施設



○道の駅「保田小学校」との連携 (H28.12オープン)



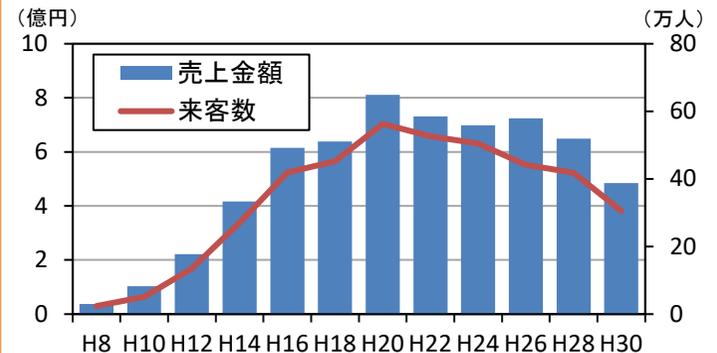
道の駅「保田小学校」



保田漁港近くに、廃校となった小学校を活用し「道の駅」がオープン。「ばんや」との相乗効果で更なる集客を目指す。

効果

○年間約40万人が来訪し、約6億円の売上



漁協経営基盤強化対策支援事業

【令和4年度予算額 291(一)百万円】

<対策のポイント>

漁協が経営基盤の強化を図るために行う**広域合併**や**事業連携**等の取組及び**不漁**等による**経営悪化**に対応するための**計画実施に必要な資金の調達**を支援します。

<事業目標>

合併参加漁協数 (150漁協 [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 経営基盤強化等支援事業

- ① **経営基盤強化支援事業** 68 (一) 百万円
合併や漁協間の事業連携、施設の統廃合、子会社設立等予定している漁協等にコンサルタント等を派遣し、事業計画策定等を支援します。
- ② **公認会計士監査導入円滑化事業** 100 (一) 百万円
水産政策の改革に伴い、漁協系統に導入される公認会計士監査に円滑に対応するため、公認会計士等を漁協等に派遣し、内部統制の整備等の取組を支援します。

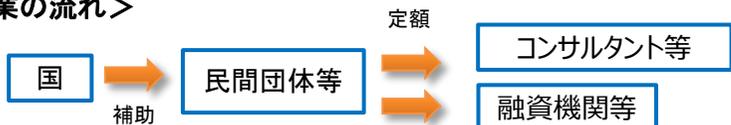
2. 金融助成事業 119 (一) 百万円 [融資枠65億円]

- ① 上記1の①により漁協等が取り組む経営基盤の強化等に必要な資金への利子助成、保証料助成について支援します。
- ② **不漁等による経営悪化に対応するための事業改善の見込みのある計画**を実行するのに必要な資金(借換含む)が金融機関から円滑に調達できるよう、利子助成、保証料助成及び求償権償却に係る経費について支援します。

3. 管理運営事業費 4 (一) 百万円

上記1及び2の事業を行うにあたっての管理運営経費を助成します。

<事業の流れ>



2/3、1/2以内

<事業イメージ>

漁協の現況

○ 漁業者の高齢化、減少により組合員が減少し経営基盤が一層脆弱化

○ 約7割の漁協が事業損益で赤字

○ 不漁等により手数料収入等が減少し、漁協経営が悪化

○ 広域合併をした漁協でも、経営が改善していないところもあり、更なる経営の効率化が必要

○ 公認会計士監査の導入に向け、漁協の内部統制の整備等が必要

方向性

経営基盤の強化

○ 広域漁協合併の促進

○ 業務体制の効率化(施設、支所等の統廃合)

○ 収益性の向上による経営基盤強化

○ 公認会計士監査の導入に向け、円滑に対応するため内部統制の整備の取組を支援

事業スキーム

1 経営基盤強化等支援事業(定額)

漁協の広域合併等による構造改革や経済事業の強化を図り経営基盤強化の取組を支援

- ① **経営基盤強化支援事業**
合併や事業連携等を予定している漁協等へコンサルタント等を派遣し、事業計画の策定等を支援
- ② **公認会計士監査導入円滑化事業**
水産政策の改革に伴い、漁協系統が公認会計士監査の導入に円滑に対応するため公認会計士等を対象漁協等に派遣し、内部統制の整備等の取組を支援
※ 経営基盤強化の取組等を具体化していくために必要な説明会、研修会等の開催についても支援

2 金融助成事業(2/3、1/2)

- ① 上記1の①により漁協等が取り組む経営基盤の強化等に必要な資金の利子助成、保証料助成について支援
- ② **不漁等による経営悪化に対応するための事業改善の見込みのある計画の実行**に必要な資金を円滑に調達するため利子助成、保証料助成及び求償権償却に係る経費について支援

漁協の経営基盤強化による漁業者のサポート機能の強化

[お問い合わせ先]水産庁水産経営課(03-3502-8416)

漁協システムの自主的な取組

- 漁協システムにおいては、令和元年11月に開催されたJF全国代表者集会において採択されたJFグループの運動方針(2020～2024年度)「水産業の成長産業化に向けた改革の実践～JFグループが漁業者とともに自ら拓く浜の未来～」に基づき、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立に向けた取組を実施。

取組の重点事項

1. 漁業者自らが進める浜の構造改革

- ・担い手漁業者の確保・育成
- ・広域浜プラン等による構造改革
- ・浜プランと異業種連携等の一体的な取組による新たな事業展開への挑戦

2. 浜の改革を支えるJFグループの改革

- ・産地市場統合等の販売事業改革等
- ・合併推進や小規模JF対策の組織再編
- ・浜の改革を支える総合事業体としての役割発揮
- ・改革マインドを持った役職員の育成等

3. 新たな制度等への的確な対応(水産政策改革等)

- ・漁業権制度等の運用
- ・漁場管理・資源管理対策
- ・沿岸漁業の構造改革の推進・総合的な漁業経営安定対策
- ・水協法改正への対応
- ・生態系保全へ取り組み、地域住民と共同し地域振興に貢献する。

4. 地域社会・地域漁業への貢献

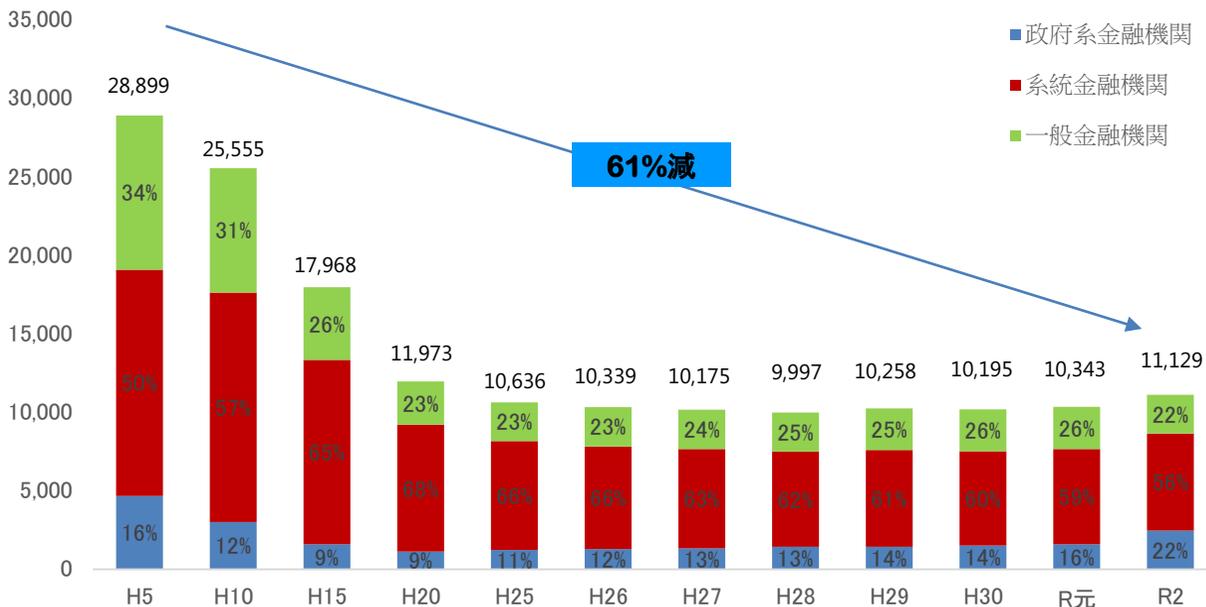
- ・活力ある漁村地域づくりの推進、多面的機能の発揮等
- ・国民への情報発信・理解醸成に資する広報機能の強化

水産金融の概要(融資残高の推移)

- 漁業融資は、漁業生産が不安定であること、借り手漁業者の信用力・担保力が低いこと等から、一般金融にはなじみ難く、系統資金(農林中金、信漁連、漁協が融資する資金)の割合が高い。
- 漁業経営体の減少や漁業生産額の減少のほか、代船建造の手控え等資金需要の減少などの要因により漁業関係の融資残高は減少したが、近年は横ばい傾向。
- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策で行った資金繰り支援により、政府系金融機関の融資残高が増加している。

<漁業関係の融資残高の推移>

(単位:億円)

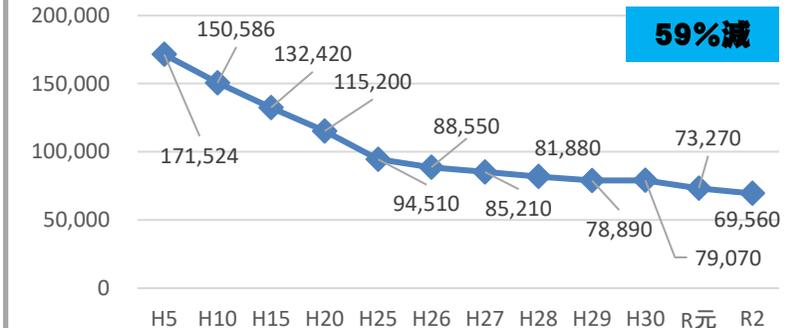


	H5	H10	H15	H20	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
政府系金融機関	4,672	3,022	1,594	1,129	1,239	1,291	1,350	1,446	1,449	1,521	1,607	2,465
系統金融機関	14,408	14,615	11,741	8,085	6,941	6,540	6,323	6,051	6,147	6,000	6,060	6,196
一般金融機関	9,819	7,918	4,633	2,759	2,456	2,509	2,502	2,500	2,662	2,674	2,676	2,468

<参考>

漁業経営体数の推移

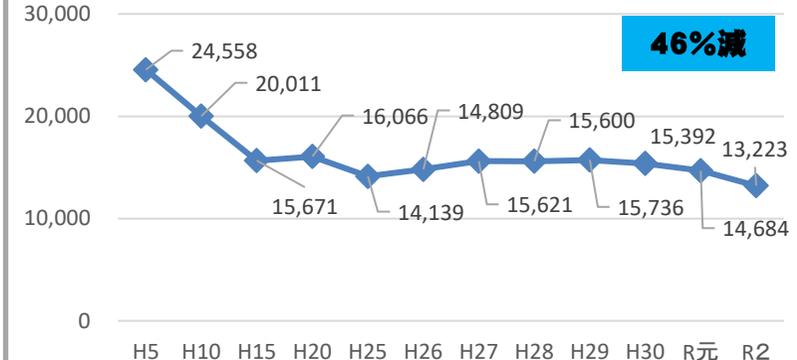
(単位:経営体)



出典:漁業構造動態調査

(単位:億円)

漁業産出額の推移(※種苗生産額除く)

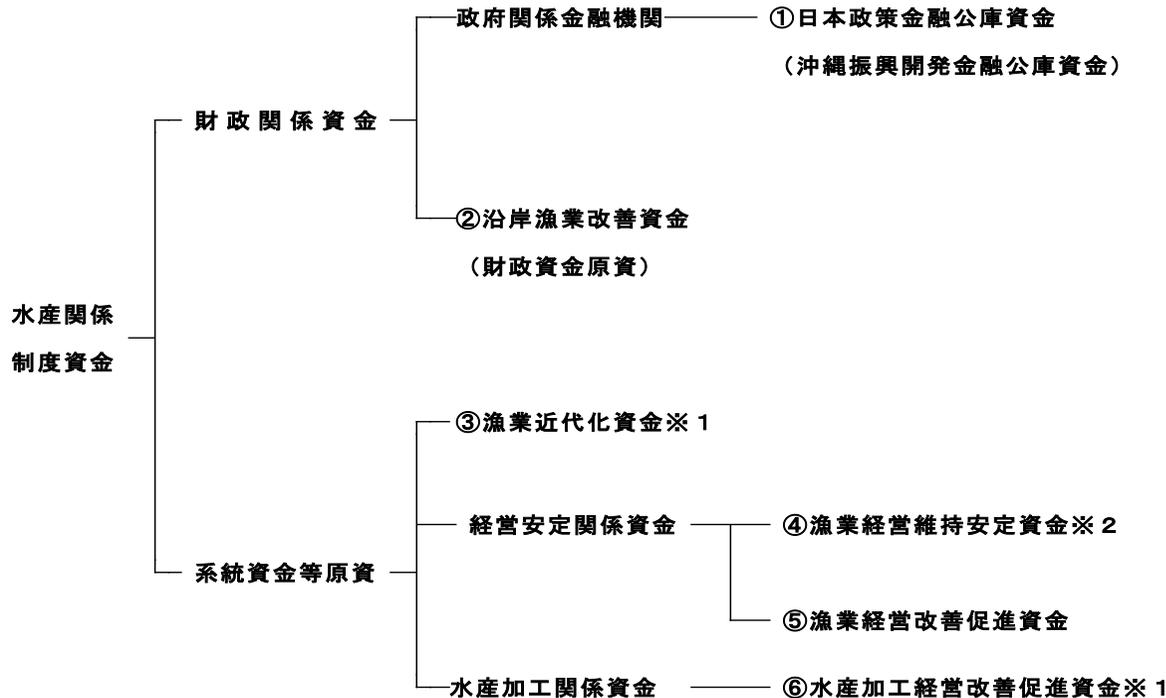


出典:漁業産出額

水産関係制度資金の体系

➤ 漁業経営の近代化と安定化を促進するため、国又は地方公共団体による財政資金の融通、民間金融機関の貸出に対する利子補給等を実施

＜漁業関係制度資金の体系(概要図)＞



＜制度資金の概要＞

資金名	概要
① 日本政策金融公庫資金 (沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫資金)	漁協等では十分な対応ができない長期の漁船、施設、長期運転資金等の低利資金（漁船15年以内、施設15～20年以内、運転15年以内）
② 沿岸漁業改善資金	「沿岸漁業改善資金助成法」に基づき、沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等に取り組むために都道府県が融資する無利子資金（10年以内）
③ 漁業近代化資金	漁船、漁具、養殖施設等の資金について、政府又は都道府県が利子補給する低利資金（資金使途に応じて5～20年以内）
④ 漁業経営維持安定資金	政府又は都道府県が利子補給する固定化債務の整理等のための資金（原則10年以内）
⑤ 漁業経営改善促進資金	漁業経営改善計画の認定を受けた者等の経営改善のための低利の短期運転資金（1年以内）
⑥ 水産加工経営改善促進資金	水産加工業者の経営維持、水産加工品の安定供給を図るため、事業経営に必要な運転資金を都道府県が利子補給する低利資金（3年以内）

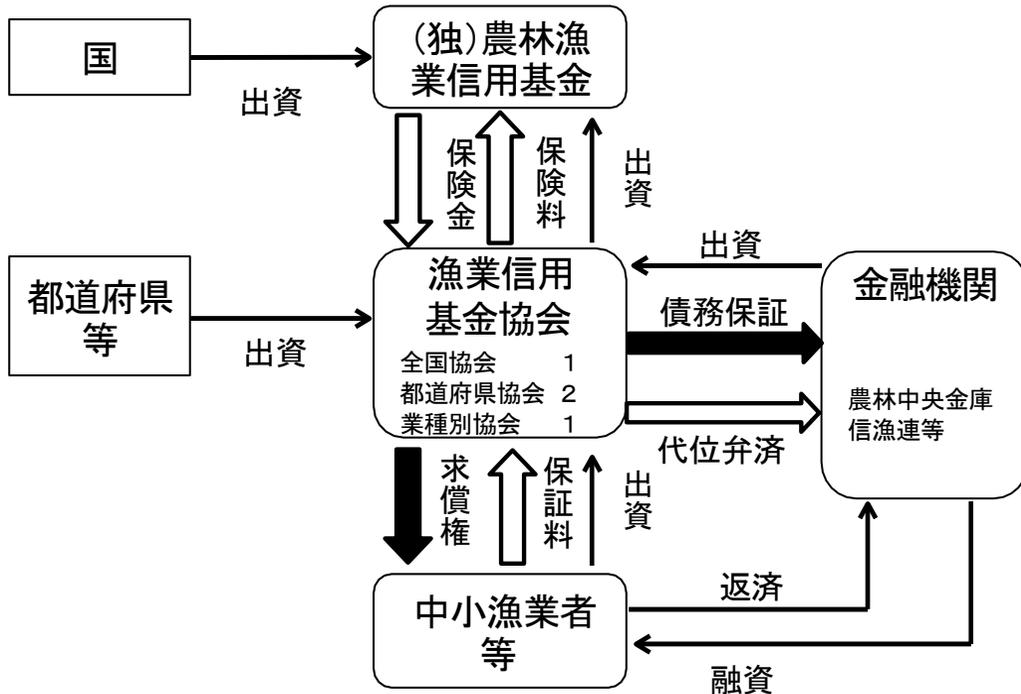
※1 平成17年度より、都道府県へ税源移譲した資金

※2 平成17年度より、漁業者団体への直接助成分を除き、都道府県へ税源移譲した資金

漁業信用保証保険制度

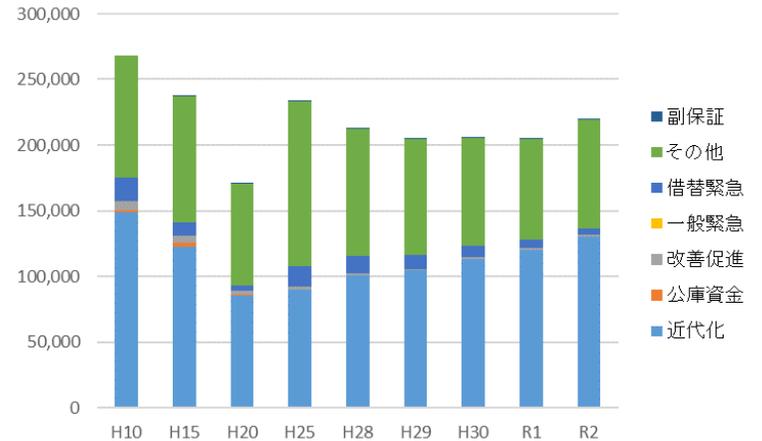
- 漁業者の信用力を補い、資金の円滑な融通を図るため、中小漁業融資保証法に基づく漁業信用保証保険制度を実施
- 具体的には、
 - ① 金融機関の中小漁業者等に対する貸付けについて、漁業信用基金協会が行う債務保証、
 - ② その債務保証のリスクを軽減するため、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険等から構成（昭和27年創設）
- 漁業信用基金協会の財務基盤を強化するため、平成29年4月に19協会の合併により「全国漁業信用基金協会」を設立。平成31年4月に18協会、令和2年10月に1協会が合併し、全国化

＜漁業信用保証保険制度の概要＞



＜保証残高の推移＞

(単位:百万円)



資金	H10	H15	H20	H25	H28	H29	H30	R1	R2
近代化	148,812	122,116	85,025	89,803	100,798	104,706	112,892	119,828	130,239
公庫資金	1,464	3,563	1,089	298	146	117	90	69	45
改善促進	6,872	5,582	3,340	2,249	1,716	975	1,614	1,609	1,232
一般緊急	139	95	-	-	-	-	-	-	-
借替緊急	17,615	10,078	3,672	15,638	12,689	10,581	8,506	6,036	4,904
その他	93,601	95,816	77,121	125,542	96,902	88,333	82,274	77,392	82,948
副保証	-	61	846	585	395	309	234	177	134
合計	268,503	237,311	171,093	234,115	212,646	205,021	205,610	205,111	219,502